（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令附則第二条第三項第二号及び第四号に掲げる業務に係る経理単位に係る独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の権利及び義務は、この省令の施行の日において第二条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（以下この項において「新令」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される新令第九条第三項第一号に掲げる業務に係る経理単位が承継する。